

## モニタリング調査について

林野庁は平成27年9月の保護林制度の改正に伴い、平成29年3月に保護林調査マニュアルを作成しており、関東森林管理局においても、この新たなマニュアルに基づいたモニタリング調査に移行していくこととなる。

移行にあたっては、モニタリング実施間隔の設定や調査項目の選定等が検討課題となっており、例えば実施間隔については、マニュアルに示されている実施間隔設定の基本方針（別紙）に照らし、保護林ごとにどの「対象」に該当するのかといった検討を行う必要がある。

今後これらの課題について検討を行い、モニタリング調査の見直しを行いたいと考えており、具体的な実施間隔、調査項目などの詳細については、今後開催予定のモニタリング調査部会に案を提示することとしたい。

## 別紙

### ○調査マニュアルにおけるモニタリング実施間隔設定の基本方針（参考）

保護林の状況に応じて、モニタリングの実施間隔は、「5年未満ごと」、「5年ごと」、「10年ごと」に設定される。

対象	実施間隔
近い将来にその地域にその地域における絶滅の危険性が極めて高い 個体群を保護している保護林	5年未満ごと
以下に該当する保護林 ア. 遷移の途中段階にある保護林 イ. 復元を行っている保護林 ウ. 保護対象の個体群の持続性に問題がある保護林 エ. 保護林外部からの影響を受けている保護林 オ. 鳥獣・病虫害被害が顕著にある保護林 カ. 温暖化による影響が顕著にある保護林 キ. その他、短期間で大きな変化が想定される保護林	5年ごと
上記に該当しない保護林 (モニタリングが行われない実施計画策定の周期においては、実施計画策定作業の前年度までに森林官等による巡視、定点撮影、遠隔地については空中写真の撮影等の簡素な現況調査を行う)	10年ごと